

東久留米市教育振興基本計画（素案）

年 月

東久留米市教育委員会

はじめに

昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、核家族化など社会を取り巻く環境は大きく変わりました。また、我が国の教育をめぐる状況も、家庭では教育力の低下、育児に不安や悩みを持つ親の増加、学校ではいじめ・校内暴力などの問題行動、地域社会では近隣住民間の連帯感の希薄化などが顕在化し、これに伴って子どもの生活習慣の乱れ、学ぶ意欲の低下、体力の低下、社会性の低下、規範意識の欠如など、様々な課題が生じてきました。

このような課題に対応するため、平成18年12月に教育基本法が改正されました。この中では、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどが規定されました。

これに基づき東久留米市教育委員会では、市の基本計画と教育委員会が定めた教育目標・基本方針に沿って、東久留米市の教育振興基本計画を策定しました。この計画では、東久留米市が目指す教育の姿や、その実現に向けて今後5年間に取り組むべき具体的施策を示しています。

今後、東久留米市教育委員会では、学校、家庭、地域や各関係機関の方々と連携協力を図りながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成 年 月

東久留米市教育委員会

【 目 次 】

第1章 「東久留米市教育振興基本計画」の基本的な考え方

1 「東久留米市教育振興基本計画」策定の背景と目的・・・・・・・・・・	1
2 「東久留米市教育振興基本計画」の位置づけ・・・・・・・・・・	2
3 東久留米市教育委員会の教育目標・基本方針・・・・・・・・・・	3

第2章 「東久留米市教育振興基本計画」の策定

1 東久留米市の教育をめぐる現状と課題・・・・・・・・・・	5
2 東久留米市教育振興基本計画の柱・・・・・・・・・・	10
3 東久留米市教育振興基本計画の施策体系図・・・・・・・・・・	14
4 四つの柱と基本施策	

I 人権尊重と健やかな心と体の育成

基本施策ーア 「人権教育と心の教育の充実」・・・・・・・・・・	15
基本施策ーイ 社会貢献の精神の育成・・・・・・・・・・	16
基本施策ーウ 体育・健康教育の推進・・・・・・・・・・	18
基本施策ーエ 食育に関する指導の充実・・・・・・・・・・	20

II 確かな学力の育成

基本施策ーア 個性と創造力を伸ばす教育の充実・・・・・・・・・・	22
基本施策ーイ 教育内容の改善・・・・・・・・・・	23

基本施策－ウ	学習指導の工夫・改善の推進・・・・・・・・・・	24
基本施策－エ	家庭との連携による学習習慣の確立・・・・・・・・・・	26
Ⅲ 信頼される教育の確立		
基本施策－ア	校長のリーダーシップの確立・・・・・・・・・・	28
基本施策－イ	教員の資質と指導力の向上・・・・・・・・・・	29
基本施策－ウ	特別支援教育の充実・・・・・・・・・・	30
基本施策－エ	安全で安心して学べる教育環境の整備・充実・・・・・・・・	33
Ⅳ 生涯学習社会の構築		
基本施策－ア	生涯学習活動の充実・・・・・・・・・・	35
基本施策－イ	図書館事業の充実・・・・・・・・・・	39
基本施策－ウ	文化財の保護と活用の推進・・・・・・・・・・	41
基本施策－エ	市民スポーツの振興・・・・・・・・・・	44
5	東久留米市教育振興基本計画の実現に向けて・・・・・・・・	47

第1章 「東久留米市教育振興基本計画」の基本的な考え方

1 「東久留米市教育振興基本計画」策定の背景と目的

国は教育再生の取り組みとして平成18年12月に教育基本法を改正しました。この改正教育基本法第17条第1項では、国に「教育振興基本計画」を定めることを義務付け、また同条第2項では、地方公共団体に地域の実情に応じた同計画を定めることの努力義務を課しています。

これを受けて国は、平成20年7月に、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「教育振興基本計画」を策定し、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」を策定しました。

また東京都では、平成20年5月に「東京都教育ビジョン（第2次）」を策定し、東京都における教育振興基本計画として位置づけ、平成25年4月には「東京都教育ビジョン（第3次）」を策定しています。

一方、東久留米市教育委員会では、平成23年3月に策定された第4次長期総合計画に掲げられた「子どもの未来と文化をはぐくむまち」の実現に向けて様々な教育施策に取り組んでいます。あわせて東久留米市教育委員会の教育目標及び基本方針を定めて、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身につけ、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指しています。

こうした状況の中で、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、東久留米市における教育振興に関する基本的計画を定めることを目的として「東久留米市教育振興基本計画」を策定するものです。

教育基本法の抜粋

（教育振興基本計画）

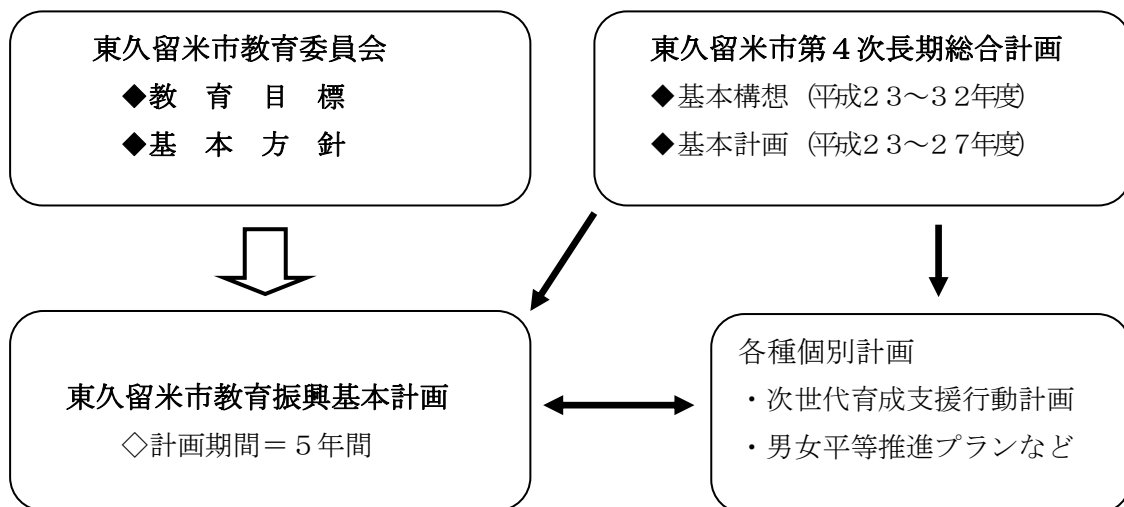
第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 「東久留米市教育振興基本計画」の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

この計画は、東久留米市長期総合計画・基本構想を踏まえるとともに、東久留米市教育委員会で定めた「教育目標」「基本方針」をもとに策定しています。また、次世代育成支援行動計画など他の各種個別計画との連携を図りつつ、教育行政における最上位計画として位置付けます。従って、学校教育や生涯学習に関する各種計画の策定や見直しにあたっては、今後「東久留米市教育振興基本計画」を踏まえるものとします。



(2) 計画期間

この計画は、東久留米市が将来を見据えて目指す教育の姿を明らかにし、その実現を図るべく今後5年間を計画期間として施策の方向性と取り組み施策を体系づけ、明確にしたものとします。

(3) 今後の方針

この計画の期間中、本市及び国・東京都において、新たな計画の策定や施策の見直しなどがあった場合は、必要に応じて見直しを行います。

3 東久留米市教育委員会の教育目標・基本方針

東久留米市教育委員会では、教育行政の基本となる「教育目標」と、これを達成するための「基本方針」を策定しています。この計画では、「教育目標」に掲げられた4つの人間像の育成を、今後10年間を見通して目指す東久留米市の教育の姿として位置づけ、「基本方針」を基にその達成を目指します。

◆教育目標◆

教育は、生命と個人の尊厳を重んじ、公共の精神を尊び、平和で民主的な国家及び社会の形成者として豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期して行われるものです。あわせて、教育は、わが国の文化と伝統を継承し、新しい文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、国際社会に生きる日本人の育成を期して行うものです。

東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法 の精神にのっとり、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指します。

教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立ちます。すべての市民が教育に参加することを目指し、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会などと連携して、以下に掲げる人間像の実現を図り、積極的に教育行政を推進していきます。

●自ら学び、知を創造する人間

学ぶことの楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに発想力や創造力を伸ばし、知を創造できる人間を育てます。

そのため、積極的に学ぶ意欲や自分で課題を見付け、主体的に判断し、自らを律して行動し、よりよく問題解決をすることのできる資質や能力等を含めた「確かな学力」を育成します。

●豊かな心と人間性を高めていく人間

人権尊重の理念を正しく理解し、一人一人の生命を守り、自然や環境を大切にする心を持つとともに、社会生活を送る上で必要とされる道徳心と社会に積極的に貢献しようとする意識を備えた人間を育てます。

そのため、自立心、公正さ、責任感や思いやりの心、礼儀、豊かな情操を育成します。

●たくましく成長する人間

人間として創造的な活動をするために健やかな身体を養い、たくましく成長し、充実した人生を送る人間を育てます。

そのため、生涯を通じて健全な食生活の習慣を身に付けるとともに、積極的にスポーツに親しみ、体力づくりに努める習慣や意欲、能力を育成します。

●粘り強く行動し、実現する人間

生涯を通じて常に自らが社会づくりの主体であるという自覚の下に、勇気、公共心を持ち、何事にも挑戦し、目標を実現する人間を育てます。

そのため、学んだことを生かす行動力や自己の能力を伸ばす努力を通して、自己実現を図る意欲や態度を育成します。

◆基本方針◆

●基本方針1 人権尊重及び社会貢献の精神の育成

多様な人々が共に暮らす東久留米市にあって、すべての人々が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を大切にし、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められます。そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進します。

●基本方針2 健やかな心と体の育成

すべての人々が健全な心の発達・成長とともに健やかな身体をはぐくむために、思いやりや道徳心などの人間性と、生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上、及び食育や身体の健康について理解を深めることが求められます。そのために、心と体の教育を充実するとともに、自己実現を目指そうとする意欲、態度や自発的な精神を育成する教育を推進します。

●基本方針3 確かな学力の育成

主体的に生き、社会の変化に柔軟に対応できるよう、子どもたち一人一人に幅広い知識と教養、技術を身に付けさせ、学習への意欲、思考力、判断力、表現力などの資質や能力を含めた「確かな学力」を育成することが求められます。そのために、小・中連携に基づく系統的な教育課程を編成し、個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、言語活動を充実させ、基礎・基本が確実に理解・習得されるよう学習指導の工夫・改善を推進します。

●基本方針4 安全な学校と信頼される教育の確立

新たな改革が求められている21世紀の教育を推進するためには、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりが不可欠です。そのために、地域の特性を踏まえ、効率的で透明性の高い開かれた学校経営、子どもたちが安全で安心して学べる環境の整備、時代及び社会の変化への感覚と問題意識を備えた教員の資質・能力の向上に努め、市民の期待にこたえる信頼される学校づくりを推進します。

●基本方針5 生涯学習の振興と文化財の保護・活用の推進

市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、生涯を通じて学び続けられるよう、生涯学習社会の確立を実現することが求められます。そのために、家庭、地域及び学校が一体となって、互いの教育活動の状況について情報提供するなど、生涯学習社会の構築に向けて、緊密な連携・協力を努めます。

また、市の文化財の保護・活用を通じて、歴史や文化に関心を持てるような取り組みを進めます。

第2章 「東久留米市教育振興基本計画」の策定

1 東久留米市の教育をめぐる現状と課題

(1) 市の概要

東久留米市は、武蔵野台地のほぼ中央にあつて、東京都心よりも約24kmの西北部にあり、北多摩の東北部に位置し、東西6.5km、南北3.5km、面積は12.92km²です。市の中央を黒目川・落合川が東流し、その他の小流も北東に流れています。地下水も豊富で、谷地には数箇所湧（ゆう）水が見られます。

昭和30年代後半からひばりが丘団地・東久留米団地・滝山団地・久留米西団地などが次々と建設され、人口は急激に増加しました。

そして、昭和45年に東京都で22番目の市として「東久留米市」が誕生しました。

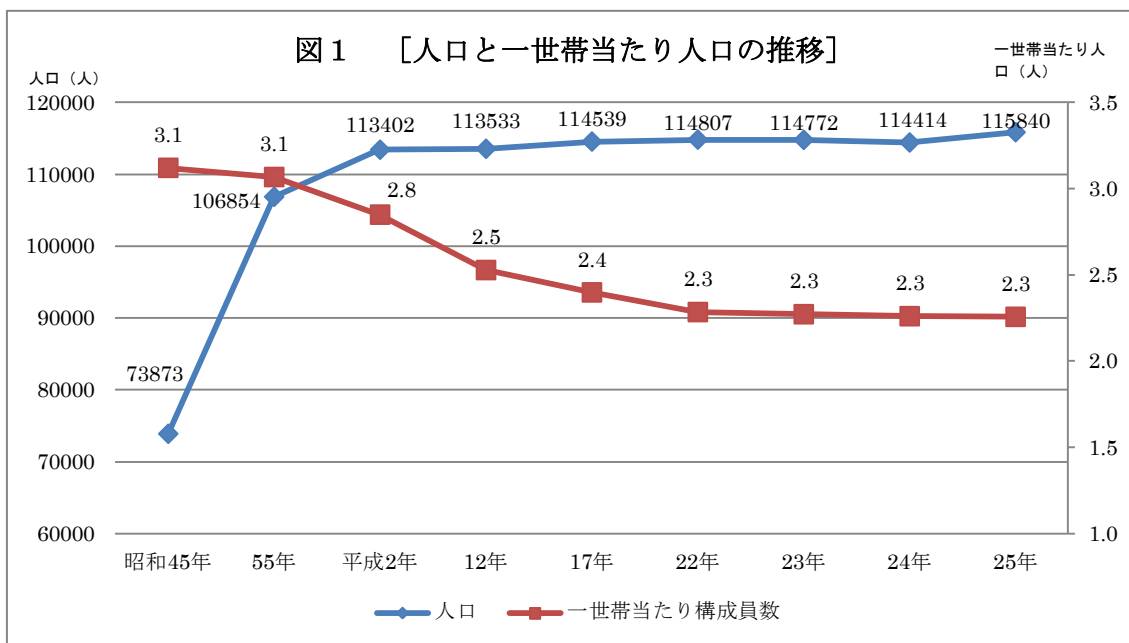
(2) 人口と世帯

大規模団地が次々と建設された昭和30年代後半から、人口は急激に増加し、市制施行された昭和45年には73,873人となりました。昭和51年に10万人を超え、昭和60年代からこれまで11万人台で推移し、平成25年は115,840人（外国人住民を含む。）となっています。

また、昭和45年に23,767世帯だった世帯数も、平成25年は51,344世帯（外国人世帯を含む。）へと増加しています。

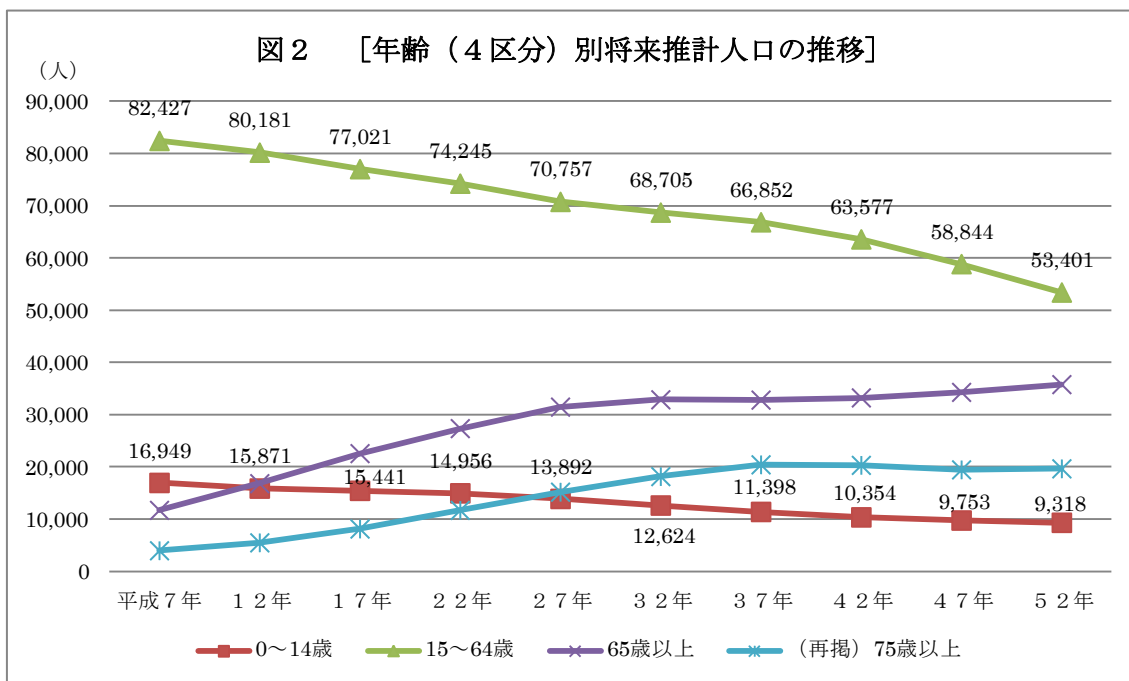
一方、一世帯当たり人口は年々減少する傾向にあり、昭和45年の3.1人に対し、平成25年では2.3人となっています。（図1）

国全体で人口減少、少子高齢化が進行するとされていますが、東久留米市では、平成27年頃をピークとして人口が減少していくとともに、少子高齢化の加速が予想されます。（図2）



注) 各年1月1日現在

資料: 企画経営室総務課「統計東久留米」



注) 各年10月1日現在

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(3) 学校教育について

少子化、高齢化、グローバル化、高度情報化など教育を取り巻く社会の動向については大きな変化が見られます。それにともない地域社会やライフスタイルにも大きな変化が見られ、教育にもさまざまな影響がみられます。それは、東久留米市においても例外ではありません。

東久留米市には市立小学校13校、市立中学校7校があり、平成25年5月1日現在、8,378人の児童・生徒が就学しています。(表1、表2)

小学校の児童数は昭和54年度の13,063人、中学校の生徒数は昭和60年度の5,794人をピークに減少してきました。「平成24年度 教育人口等推計の概要」によると、平成29年度まではほぼ横ばいで推移すると予想されています。(図3、図4)

また、学級数についても、小学校の学級数は昭和54年度の354学級、中学校の生徒数は昭和60年度の144学級をピークに減少してきています。

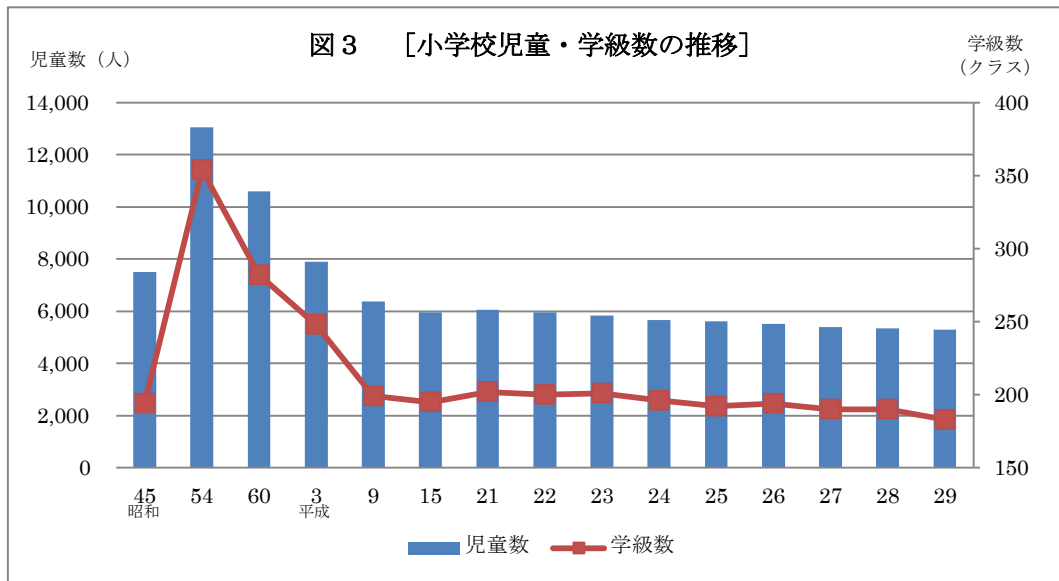
表1 [平成25年度児童数及び学級数]

(平成25年5月1日現在)

(単位：人・学級)

小学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	児童計	学級計
第一小学校	80	79	77	91	102	104	533	17
第二小学校	92	92	105	94	101	101	585	18
第三小学校	77	87	84	89	110	102	549	21
第五小学校	94	92	83	103	96	91	559	18
第六小学校	51	43	53	52	45	43	287	12
第七小学校	106	95	103	114	108	103	629	21
第九小学校	99	87	77	94	87	97	541	17
第十小学校	59	46	59	69	74	58	365	12
小山小学校	59	52	59	56	70	70	366	12
神宝小学校	51	43	66	60	57	77	354	15
南町小学校	73	62	77	60	63	63	398	15
本村小学校	61	56	56	59	52	66	350	12
下里小学校	20	14	22	25	17	22	120	6
合 計	922	848	921	966	982	997	5,636	196

資料：学校教育部学務課



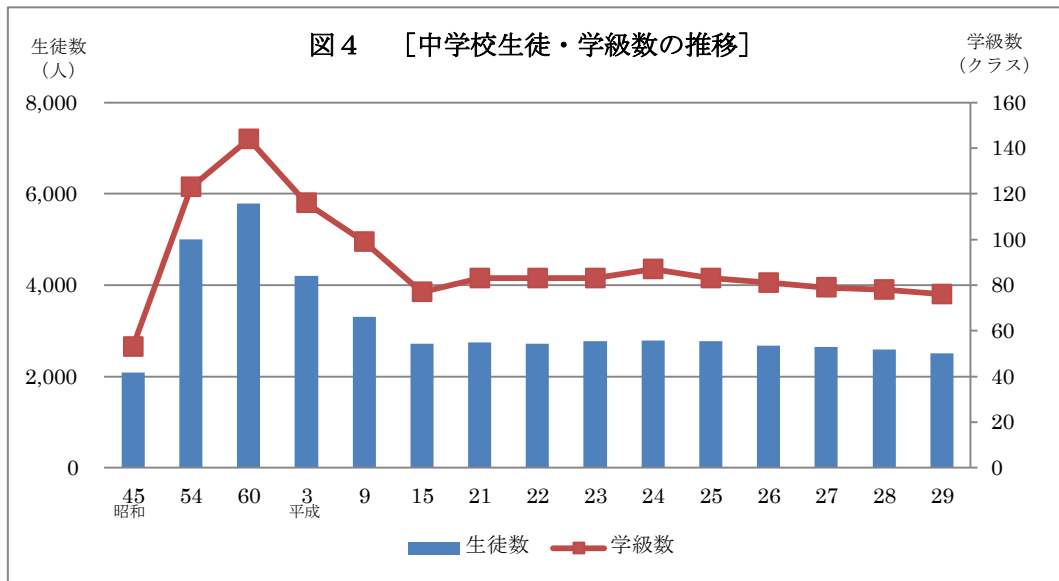
注) 各年5月1日現在

資料：平成24年度までは文部科学省「学校基本調査」、平成25年度以降は東京都「平成24年度 教育人口等推計の概要」の推計値。

表2 [平成25年度生徒数及び学級数] (平成25年5月1日現在)
(単位：人・学級)

中学校名	1年	2年	3年	生徒計	学級計
久留米中学校	151	164	171	486	15
東 中学校	77	75	94	246	11
西 中学校	151	137	134	422	12
南 中学校	130	157	140	427	12
大門中学校	129	118	143	390	11
下里中学校	118	127	130	375	12
中央中学校	134	122	140	396	14
合 計	890	900	952	2,742	87

資料：学校教育部学務課



注) 各年5月1日現在

資料：平成24年度までは文部科学省「学校基本調査」、平成25年度以降は東京都「平成24年度 教育人口等推計の概要」の推計値。

(4) 生涯学習について

地域社会は市民の生活の場であるとともに、市民の交流と生涯学習の場でもあります。生涯学習の従来の考え方は社会教育、生涯教育という、云わば社会的に教育を行う行政（市）からの一方通行的な捉え方でした。しかし、昨今の少子化、高齢化、核家族化などの社会環境の変化により地域の連帯意識が希薄化し、特に教育のあり方においては地域や家庭の教育力が低下していること、また教育関連法の改正などにより、生涯学習の理念が「一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならない（平成18年12月、改正教育基本法）」と規定されたことなどもあって、考え方も市と市民間における双方向性に変わってきています。

2 東久留米市教育振興基本計画の柱

平成18年12月の改正教育基本法では、改正前の教育基本法に引き続き、「個人の尊厳」を重んずることを宣言するとともに、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」が盛り込まれ、国際社会に生きる日本人の育成を期すものとなっています。

そこで東久留米市教育委員会では、今後10年間を見据えた「教育目標」及び「基本方針」を具体的に実現するため、次に掲げる4つの事項を今後5年間の計画の大きな柱として取り組んでいきます。

Ⅰ 『人権尊重と健やかな心と体の育成』

多様な人々が共に暮らす社会にあっては、人権尊重の理念を正しく理解し、生命を大切にし、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身につけ、社会に貢献する精神をはぐくむことが求められます。また、変化の激しいこれからの社会を生きるために、子どもたちは、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。いじめや不登校などは大きな社会問題となっています。このような問題に対処するために教育相談やスクールカウンセラーなどの派遣や、さらに専門的な相談・支援体制の強化が課題となります。

日ごろから運動をしている子どもとしていない子どもとでは、体力テストの結果に差が見られます。健全な心の発達・成長とともに健やかな身体をはぐくむためには、生涯をとおしてスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上が求められます。健康な体づくりには、食の安全や食生活に関する教育も必要です。平成24年度から第九小学校に配属された栄養教諭が中心となって、食育リーダー会議を開催し、学校の教育活動における食育の最新情報の提供や地場産農作物の普及・啓発に努めています。さらに、食に関する教科等の公開授業を開催し、関係する給食主任や栄養職員との連携にも寄与しています。

次の施策を基本として、人権教育と心の教育の充実、社会貢献の精神の育成、体育・健康教育、食育に関する指導などに取り組みます。

■基本施策

- ア 人権教育と心の教育の充実
- イ 社会貢献の精神の育成
- ウ 体育・健康教育の推進
- エ 食育に関する指導の充実

Ⅱ 『確かな学力の育成』

国際的な学力調査などから、学力の低下を指摘する見方もあり、子どもたちの「確かな学力」の育成が求められています。これからの子どもたちは、基礎的・基本的な知識や技能はもちろん、加えて、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを含めた幅広い学力を身につける必要があります。子どもたち一人一人に応じた指導をするなど、分かる授業を行い、小・中連携に基づく系統的教育課程の取り組みを推進していく必要があります。さらに、学校と家庭との連携を進め、学習習慣を身につけられるよう支援することや、学校図書館の整備や市立図書館との連携による、子どもたちの読書環境の整備も課題となります。

次の施策を基本として、信頼と創造力を伸ばす教育の充実、教育内容の改善、学習指導の工夫・改善、家庭との連携に取り組みます。

■基本施策

ア 個性と創造力を伸ばす教育の充実

イ 教育内容の改善

ウ 学習指導の工夫・改善の推進

エ 家庭との連携による学習習慣の確立

Ⅲ 『信頼される教育の確立』

子どもたちの学力を向上させていくためには、教育目標に沿った、校長の経営方針に基づく学校経営の具現化に努めるなど、学校教育の充実を図ることが必要です。経験年数の少ない教員の指導育成や、教員の負担感、多忙感の軽減を図り、教員の資質と指導力を向上させるため、校内、校外での研修の充実を図るとともに、授業研究などを通じた授業改善を積極的に行うことが求められます。

また、特別な支援が必要な子どもたちに対する指導の充実、体制の強化を図り、子どもたち一人一人に応じた、指導及び支援の充実を目指し、特別支援学校や関係機関との連携を図ることが必要です。

さらに、保護者、地域との協力による、学校運営、教育活動の公開、説明を通じた、開かれた学校づくりを行うことで、保護者、地域の人材や自然環境を学校教育に取り入れるなど、地域との交流が進められています。子どもたちの実態や保護者・地域の希望を踏まえ、各学校が創意工夫を凝らした、特色ある学校づくりを進めていくことが課題となります。

少子化の進行に伴う児童・生徒数の減少により学校が小規模化している反面、地域によっては新たな宅地開発による、児童・生徒数の増加傾向がみられます。さらに、少人数学級の導入状況によっては教室の確保も課題です。市内のどの学校でも一定水準の教

育が受けられるようにする必要があります。

また、子どもたちの安全・安心のため、学校施設の安全確保も課題です。市では、これまで校舎や体育館の耐震補強工事を優先に取り組んできました。今後は、老朽化する学校施設の日常的点検や維持補修、施設全体の大規模改修に計画的に取り組む必要があります。

学校の安全管理や通学路の安全確保のため、家庭・地域及び関係団体と連携した体制強化が必要です。さらに交通安全の向上のためには、PTA、田無警察署、学校とも連携し、さらに安全確保のための体制の強化を図ることが求められます。平成24年度には、全国的に緊急の通学路点検を実施し、各学校における危険箇所数を確認し、その対策については東京都を通じて文部科学省に報告しています。

次の施策を基本として、校長のリーダーシップの確立、教員の資質と指導力の向上、特別支援教育の充実、安全で安心して学べる教育環境の整備・充実に取り組んでいます。平成25年度には南町小学校に知的障害と情緒障害の固定学級、第六小学校には難聴と情緒障害等の通級指導学級を開設し、平成26年度には西中学校の知的障害の固定学級及び久留米中学校に難聴の通級指導学級を開設します。

■基本施策

ア 校長のリーダーシップの確立

イ 教員の資質と指導力の向上

ウ 特別支援教育の充実

エ 安全で安心して学べる教育環境の整備・充実

Ⅱ IV 『生涯学習社会の構築』

生涯学習センターは、生涯学習の中核として多くの市民に利用されているとともに、情報収集、提供、相談支援などの、中心的な機能を果たしています。今後も、生涯学習団体、NPO、指定管理者などと市民が連携し、行政が支援する体制づくりが求められます。

図書館は、地域を支える図書館を基本理念とし、まちの情報拠点として市民の生活や学習に必要な資料・情報を提供しています。近年は、厳しい社会・経済状況などを反映し、仕事、法律、介護、健康に関する資料などニーズは多様化・高度化し、必要な情報の検索やレファレンスといった課題解決の支援が必要です。ニーズに合わせた蔵書の質の変換と、本から電子書籍という時代の変化に合わせた資料提供の充実が必要です。情報化の進展により、東久留米市限定の資料の保存は、市立図書館が担う重要な役割となっています。子どもの読書活動や生涯学習としての読書・学習活動も活発であり、図書館事業へのボランティア参加や事業運営にこれらの市民活動を生かす運営が課題となります。

市内には東京都指定文化財の指定を受けた史跡や、無形民俗文化財の指定を受けた郷土芸能などが多数あります。

都市化や価値観の多様化などから文化財の保存環境が変化し、維持や保存・継承が年々難しくなっています。これらを後世に守り伝えていくためには、市民が市の歴史や文化について学ぶ機会を増やし、文化財の調査・研究を推進し、郷土芸能の継承支援などが求められます。また、文化財に対する保護意識の醸成のため、市民への啓発や事業を充実させるとともに、伝統文化を継承する人材の育成や体制づくりを推進する必要があります。

近年、心身の健康に対する市民の関心が高まってきており、健康づくりにおけるスポーツの果たす役割が注目されています。一方、スポーツを行う習慣が「ある人」と「ない人」の二極化が生じているため、市民のだれもが気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康、体力の保持・増進や地域での交流を広げられるよう、きっかけづくりや機会の充実が求められます。そのためには、スポーツを安全・安心に行うことができるよう、施設の適正な管理運営、指導員や団体の運営に携わる人材の確保・育成も重要です。

さらに、平成24年8月に社会教育委員の会議がまとめた「今後の生涯学習推進のあり方について」の報告書が提出されています。この報告書において生涯学習は、市の第4次長期総合計画における基本目標のひとつ「子どもの未来と文化をはぐくむまち」の中の位置付けを尊重し、市民スポーツの振興も含んだ中で取り組まれるべきものとし、生涯学習活動の充実、図書館サービスの充実、文化財の保護・活用、市民スポーツの振興についてまとめられています。

報告書等を尊重しながら、次の施策を基本として、スポーツを含む生涯学習を充実します。

また、スポーツ活動を通じた心身の健康保持・増進、体力の向上を生涯にわたって継続するためには、子どもの頃からスポーツに慣れ親しませることが重要であることから、学校教育と切り離れた計画立ては現実的ではなく、学校における主だった取り組みについては前段で述べた柱のひとつ『健やかな心と体の育成』の中で取り組みます。

■基本施策

ア 生涯学習活動の充実

イ 図書館事業の充実

ウ 文化財の保護と活用の推進

エ 市民スポーツの振興

3 東久留米市教育振興基本計画の施策体系図



4 四つの柱と基本施策

I 『人権尊重と健やかな心と体の育成』

≪目標≫

すべての学校教育の基盤として、人と人との関わりを大切にし、人権尊重の精神を育てる人権教育を推進します。

心と体の教育の充実及び自己実現を目指そうとする意欲・態度や自発的な精神を育成する教育を推進するとともに、生涯を通じ、健康に関心を持ち、自らスポーツに親しみ、体力づくりに積極的に取り組む機会の充実を目指します。

健康について自ら考え判断できるよう、学校における食育の充実に努め、健康保持・増進を図り、心と体の健全な育成を目指します。

■基本施策一ア 「人権教育と心の教育の充実」

あらゆる偏見や差別をなくすための「人権教育」と、人間性豊かに健やかに成長できるための「心の教育」を推進します。

◆具体的施策

1 人権教育・道徳教育の推進（指導室）

【現状と課題】

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進する必要があります。そのため、教員の人権感覚を高めさせ、人権についての知識を身につけさせるとともに、身の回りにある様々な差別の解消を図る必要があります。

また、社会生活上のルールやモラル、命の大切さ等について、家庭、学校及び地域社会が連携し、児童・生徒に道徳教育の一層の徹底を指導する必要があります。

【方向性】

◇校長会、副校長会をはじめ初任者研修会等、職層に応じて幅広く人権感覚を高める研修を実施します。また、人権行動指針3箇条のリーフレット・カード・葉を活用するとともに、教員の人権感覚を高め、人権尊重の理念をすべての教員に定着させることを目的に設置された人権教育推進委員会において、各校の人権意識を啓発するリーダー研修会を実施し、人権についての知識を身につけ

させます。

◇児童・生徒の人権感覚を高めるために、児童・生徒の人権「標語」「ポスター」「作文」の募集を行い、優秀作品を顕彰していきます。

◇学校における道德教育を推進するため、全教育活動を通じて道德性を高めるとともに、道德の授業の充実を目指します。

◇道德授業地区公開講座等を全校で実施し、学校、家庭及び地域が子どもたちの心の育成について協議し、三者の連携を一層深めます。

2 豊かな人間性の育成、心の教育の推進（指導室）（生涯学習課）

【現状と課題】

子どもたちが人権感覚を磨き、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校、家庭及び地域の連携を図る必要があります。

【方向性】

◇人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校・家庭及び地域の連携を図るために、学校一斉公開日や学習発表会等の学校行事を公開し、児童・生徒の学習成果・表現活動を発表する機会を設けていきます。

◇各校で人権俳句等を作成したり、人権をテーマにしたグループ発表等、「人権尊重推進月間」の取り組みを行います。

◇学習発表会等、年間に数回行われる学校行事の公開には、保護者や地域の方が積極的に参加し、児童・生徒が学習の成果を発表することで、児童・生徒が自ら高め合い、集団意識の醸成につなげていきます。

■基本施策ーイ 「社会貢献の精神の育成」

いじめや不登校、非行等の子どもの多様な課題への対応を図りながら、体験活動を通して社会の一員としての自覚の高揚と健全で豊かな心の育成に取り組みます。

◆具体的施策

3 いじめと不登校等への対応の充実（指導室）

【現状と課題】

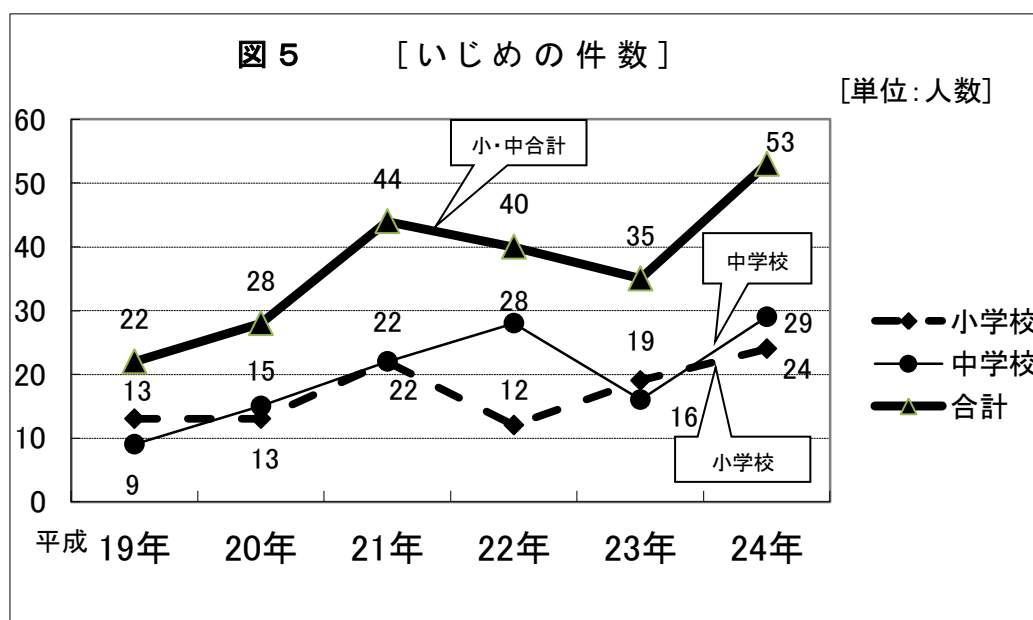
いじめについては認知件数が増加しているため、各学校では児童・生徒対象のアンケート調査や保護者からの聞き取りなどをもとにいじめの早期発見・早期対応を丁寧に進めている現状があります。

また、本市の不登校児童・生徒数は年々減少しているものの、学年別では中学1年の不登校生徒数が昨年度と比べて増加したこと、不安や情緒的混乱、無気力といった「本人に関わる問題」をきっかけとする不登校や、不登校になる可能性のある児童・生徒数が増加していることなどの懸念される課題があります。

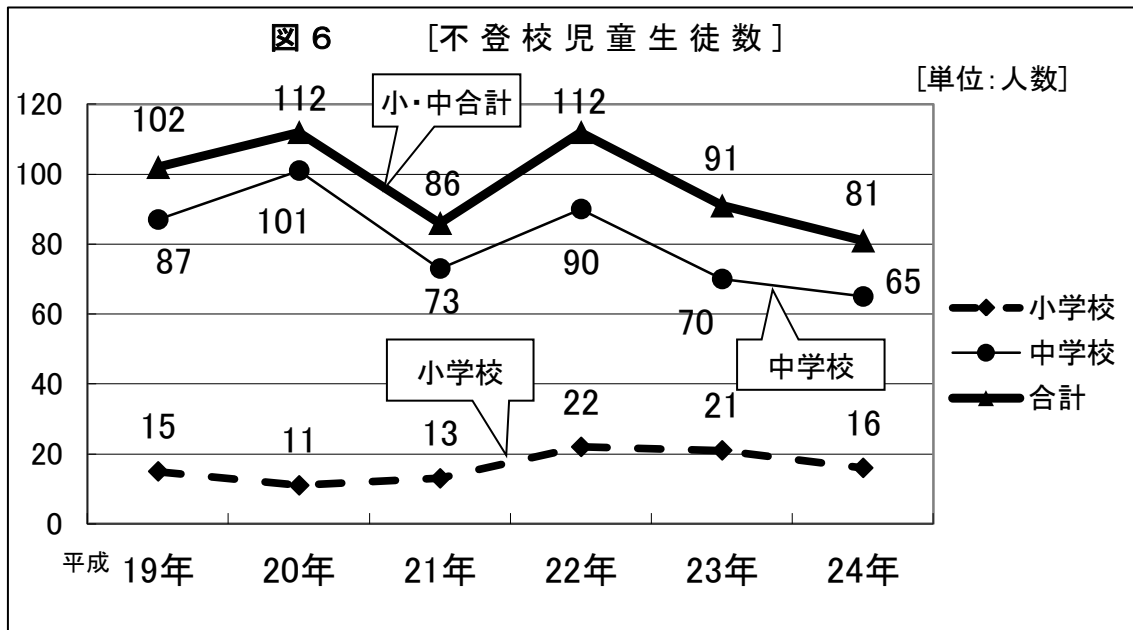
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係諸機関との連携強化を図りながら児童・生徒への多面的なケアを充実させ、「個別適応計画書」「いじめの指導状況管理一覧」を活用し、各学校の組織的な対応力を高める必要があります。

【方向性】

- ◇いじめ対策推進基本法を見据え、いじめ対策を総合的に推進し、健全な心身の成長及び人格の形成に努めます。
- ◇個別適応計画書を活用し、各校における長期欠席児童・生徒の状況を把握し、「いじめ0（ゼロ）」「不登校0（ゼロ）」の学校を目指し、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めます。（図5・図6）
- ◇課題に迅速かつ的確に対応できる教員の育成に努め、学校における指導体制や相談機能を充実させ、教育相談室・学習適応教室・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の関係各機関と協力して課題の解決にあたります。
- ◇非行防止や健全育成に向けての迅速な対応を図るため、生活指導主任会において、非行防止や安全対策に関する国や東京都からの方針等の情報提供を速やかに行うことに努めます。
- ◇児童相談所や警察署との連携強化のため、生活指導主任会への参加を要請し、学校との連携の機会を増やしていきます。



資料：教育部指導室「平成24年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」



資料：教育部指導室「平成24年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

4 社会の一員としての豊かな心の育成 （指導室）

【現状と課題】

学校内の活動ばかりでなく、地域や関係機関と連携し、奉仕活動、地域活動等を通して、社会の一員としての自覚を高め、社会に貢献しようとする精神を育み、健全で豊かな心を育成する必要があります。

【方向性】

◇学級活動等において、集団の一員としての望ましい態度を育成し、さらに学習発表会や合唱祭等の行事を中心に表現活動の充実を図りながら、児童・生徒の心の育成を推進します。

◇地域貢献の定着を図るため、地域清掃活動・美化活動等の地域活動に参加し、地域を構成する一員としての自覚をもたせるための活動を推進します。

■基本施策一ウ 「体育・健康教育の推進」

学校、家庭及び地域が連携・協力した健康・体力づくりを推進します。

◆具体的施策

5 子どもたちの体育・健康教育の充実 （指導室）

【現状と課題】

学校では、子どもたちの体力の現状を把握し、体育・健康教育の充実を図り、健康や体力づくりに関する意識を高め、健康を保持・増進する資質や能力を育む

努力をしていますが、本市の子どもの体力テストの結果から、得点の高い子どもと低い子どもに二極化する傾向が見られます。クラブ活動や部活動等で運動している子どもほど得点が高いため、今後も引き続き、各地域における子どものスポーツ活動の充実に向けた取り組みを促す施策に力を入れる必要があります。

東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果（平成25年度）における東久留米市の小学校5年生と中学2年生の平均値を見ると、表3のとおりとなっています。

表3 [平成25年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果（平均値）]

区 分			男 子 平 均			女 子 平 均		
			東久留米市	東京都(公立)	全国(公立)	東久留米市	東京都(公立)	全国(公立)
小 学 校 第 5 学 年	体 格	身長 (cm)	139.1	139.2	138.8	140.1	140.2	140.3
		体重 (kg)	32.8	33.3	33.5	33.3	33.4	33.9
		座高 (cm)	75.1	75.0	74.9	76.0	75.8	75.9
	実 技 に 関 する 調 査	体力合計点	54.2	54.5	55.6	55.0	54.8	55.3
		握力 (kg)	16.9	16.8	17.2	16.4	16.3	16.6
		上体起こし (回)	19.3	19.8	19.5	18.0	18.4	17.7
		長座体前屈 (cm)	33.2	33.4	32.8	38.2	37.8	36.7
		反復横とび (点)	41.7	41.4	42.0	39.2	39.1	39.5
		20mシャトルラン (回)	48.4	50.5	53.7	36.5	37.4	41.2
		50m走 (秒)	9.2	9.3	9.3	9.5	9.5	9.6
		立ち幅とび (cm)	152.6	151.4	155.3	144.9	143.5	146.1
		ソフトボール投げ (m)	22.7	22.5	26.4	13.5	12.9	15.1
中 学 校 第 2 学 年	体 格	身長 (cm)	159.2	160.0	160.1	154.9	155.3	155.1
		体重 (kg)	47.1	48.2	49.0	45.8	46.5	46.5
		座高 (cm)	84.6	84.8	84.9	84.3	83.9	83.7
	実 技 に 関 する 調 査	体力合計点	41.3	40.1	42.9	47.7	46.6	49.6
		握力 (kg)	28.7	28.6	30.3	23.3	23.3	24.0
		上体起こし (回)	26.7	27.1	26.7	23.4	22.8	22.3
		長座体前屈 (cm)	43.2	40.9	43.6	46.1	43.8	43.9
		反復横とび (点)	52.8	50.3	51.8	46.3	44.8	45.7
		持久走 (秒)	396.1	394.8	383.1	296.8	295.5	283.5
		50m走 (秒)	8.0	8.0	7.9	8.9	8.9	8.7
		立ち幅とび (cm)	190.6	190.0	196.5	165.7	162.5	168.6
		ソフトボール投げ (m)	20.8	20.2	22.0	12.7	12.1	13.9

資料：東京都「平成25年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果」

【方向性】

- ◇小学校体育巡回実技研修運営委員会を設置し、市内の教員が講師となり、全小学校において教員を対象の体育巡回実技研修を実施します。
- ◇少年少女駅伝大会、「高崎市はるな梅マラソン」選手派遣（地域間交流）、スポーツ少年団体力テスト等、子どもを対象としたスポーツ事業を実施します。
- ◇中学生「東京駅伝」大会に参加することにより、中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上の推進を目指します。

■基本施策一エ 「食育に関する指導の充実」

子どもたちの健康保持・増進と心身の健全な育成を目指して食育指導を推進します。また、将来にわたって安定的な調理体制を確立できるよう学校給食の充実を図ります。

◆具体的施策

6 食育の推進（学務課）

【現状と課題】

偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向などが課題となっており、各学校に食育に関する分掌や委員会を設け、「食育リーダー」を設置し、「食に関する指導の全体計画」「食育年間指導計画」を学校栄養士と連携して作成しています。さらに外部講師も招へいして各教科の授業の中で食育指導を行っています。（表４）

表４ 「食育に関する指導の学年別実施状況」（平成２４年度）

学年	教 科	指導者	外 部 講 師	授業回数
1 年	生活	担 任 栄養教諭 栄 養 士	農家、お米マイスター、農協青 年部、野菜ソムリエ、調理師、 農業塾、出前授業、米穀商組合、 宅配業者、ガス会社ほか	1 6 回
2 年	生活、学級活動			1 6 回
3 年	総合、社会			1 5 回
4 年	総合			1 0 回
5 年	総合、社会、家庭科			2 9 回
6 年	総合、家庭科			2 回
計			6 3 名	8 9 回

資料：教育部学務課

【方向性】

- ◇食育を知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるため、引き続き、食に関する指導の充実に努めます。

7 学校給食の充実（学務課）

【現状と課題】

正規給食調理員については、退職者不補充の方針が示されており、東京都の配置基準を満たすため、正規代替として臨時職員を雇用しています。しかし、給食調理員が病気等の理由で欠けた場合、経験のある調理員の即時雇用が困難となっています。

【方向性】

◇「食育の推進」を基本としながら、安定した調理体制を確立するため、小学校給食の調理業務委託を推進します。（表5）

表5 [東京都における学校給食調理業務委託の導入状況]

区 分	学校数	完全給食実施校	完全給食の内 給食調理委託実施校
小 学 校	1, 3 0 4校	1, 3 0 0校	7 8 0校
中 学 校	6 2 1校	6 0 7校	4 8 8校

資料：東京都教育庁「平成24年度東京都における学校給食の実態」



Ⅱ 『確かな学力の育成』

《目標》

子ども一人一人への幅広い知識と教養、技術の習得を目指すとともに、学習への意欲、思考力、判断力、表現力などの資質や能力を含めた「確かな学力」の育成を図ります。

■基本施策－ア 「個性と創造力を伸ばす教育の充実」

基礎・基本の確実な定着と確かな学力の育成を図りながら、あわせて個人個人が望ましい進路希望を描けるよう個性と創造力を伸ばす教育の充実に努めます。

◆具体的施策

1 学力向上を図るための取り組みの推進（指導室）

【現状と課題】

国や東京都による学力調査、さらに本市独自の学力調査により、児童・生徒の各校の実態に合った授業改善推進プランを立てて、学習指導の工夫・改善を推進する必要があります。

具体的に、東久留米市の全国学力・学習状況調査結果（平成25年度）の平均正答率を全国、東京都と比較してみると、小学校では東京都、全国の数値をやや下回っているものの、中学校においては、やや高い数値となっています。（表6）

表6 [平成25年度 全国学力・学習状況調査（平均正答率）]

			東久留米市	東京都(公立)	全国(公立)
小学校6年	国語	A(知識)	60.7%	64.8%	62.7%
		B(活用)	46.7%	52.1%	49.4%
	算数	A(知識)	74.8%	78.4%	77.2%
		B(活用)	54.2%	60.8%	58.4%
中学校3年	国語	A(知識)	77.6%	77.3%	76.4%
		B(活用)	69.4%	69.3%	67.4%
	算数	A(知識)	65.7%	65.2%	63.7%
		B(活用)	42.6%	43.2%	41.5%

資料：文部科学省・国立教育政策研究所「平成25年度全国学力・学習状況調査結果」

【方向性】

◇小学校では、教科等で育成したい能力を明確にして年間の研究テーマを設定し、低・中・高学年の分科会等を設けて研究授業を行い、「分かる授業」「できるようになる学習」を目指します。また、指導の工夫・改善のための研修には研究

授業と協議を行い、専門性の高い教育関係者を講師に招へいし、指導・助言を受けることで若手教員の指導力向上を図ります。

◇中学校では、教科の枠を超えて、授業を教員相互に公開し、授業力向上に取り組む校内研修を進めます。

◇教科別の授業改善研究会の取り組みを指導力向上のための貴重な機会としていきます。

◇教科別の授業研究や若手教員の授業力向上の研修の充実を図っていくとともに、東京教師道場の部員及び助言者、教育研究員や開発委員等へ教員を積極的に推薦します。

◇全小・中学校を対象とした環境教育推進月間を設定し、CO₂の削減に向けた環境教育を進めます。

2 キャリア教育の充実（指導室）

【現状と課題】

子どもたちの進路希望に応じたキャリア教育を充実するため、職場体験等により、望ましい勤労観や職業観を育むため、体験活動を推進する必要があります。

【方向性】

◇地域・関係機関等の協力を得て、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させるため、中学校第2学年で職場体験を実施します。

◇生産活動等の体験的な学習を実施するよう指導を行います。

■基本施策一 「教育内容の改善」

日本の伝統・文化や国際社会を理解するための教育を進めるとともに、読書活動を推進して言語活動の充実を図ります。

◆具体的施策

3 伝統と文化の理解及び国際理解教育の推進（指導室）

【現状と課題】

伝統と文化を理解する活動として、音楽、社会及び総合的な学習の時間などで進めているが、学習指導要領改訂を受け、日本の伝統・文化について学習をさらに推進する必要があります。

【方向性】

◇異文化理解に努めるとともに、自国の伝統と文化の理解を図る活動を進めます。

◇ALT（外国語補助指導員）や地域の人材の協力を得て、外国語活動・英語教育等を推進し、国際社会を理解するための教育の充実に努めます。

4 言語活動の充実、読書活動の推進（指導室）

【現状と課題】

すべての子どもへの基礎的・基本的な知識・技能の定着とともに、思考力や判断力、表現力等の育成が必要であり、言語活動の充実のために子どもたちに読書習慣を定着させる必要があります。

【方向性】

◇「東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づき、**学校司書の配置の拡充を図る等**、学校図書館整備計画を推進します。

◇子どもたちが進んで読書する態度を育むため、読み・書き等文字・活字文化にふれる機会の充実を図ります。

■基本施策一ウ 「学習指導の工夫・改善の推進」

学習指導の工夫や改善によって、9年間を見通した小・中連携教育の推進や、教師間の連携意識の高揚を図り、少人数学習の編成等による個に応じた多様な教育を進めます。

◆具体的施策

5 小・中連携教育に基づく系統的な指導の推進（指導室）

【現状と課題】

教師は生活指導面での小・中連携や学習のつながりを意識した教育課程の必要性は感じていますが、現状では、互いの連携を具現化するまでには至っていません。

「授業への満足度」に対するアンケート調査において、「授業がわかる」や「授業が楽しい」という評価は、小学校と比べ中学校では肯定的な回答が減少していることや、不登校児童・生徒数が、小学生と中学生を比較すると、約4倍に増加していることなどがあげられます。（17頁：図5・18頁：図6、25頁：図7）

小学校と中学校の教師の交流は少なく、小・中学校の接点にいる児童・生徒のとらえ方や指導に対する教師間の意識には微妙なずれがあります。

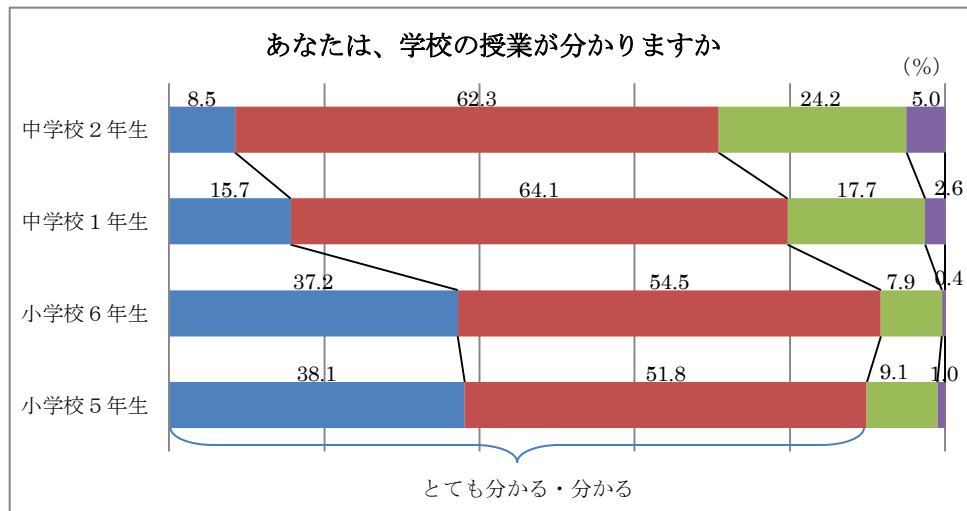
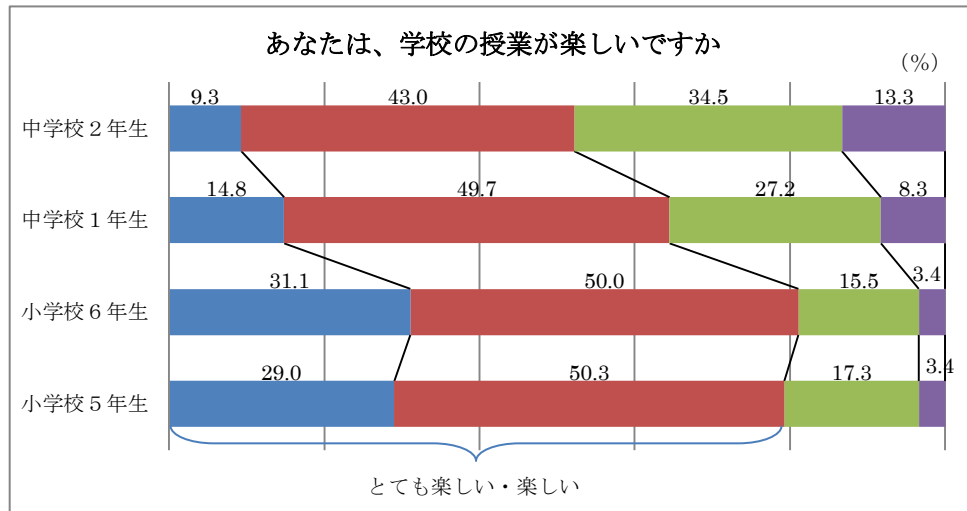
【方向性】

◇児童・生徒が望ましい学校生活を送るためには、小・中学校の教師が互いに学習面あるいは生活指導面での情報を共有し合い、共に児童・生徒を育てていこうとする意識を高めます。

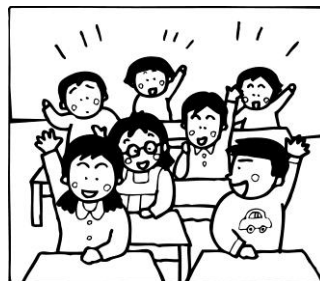
◇児童・生徒が共に活動し、体験を共有する機会を意図的、計画的につくることによって、児童・生徒の人間関係づくりを推進します。

◇各学校の現状を生かした具体的な方法によって連携し、9年間を見通した教育課程を実践可能な範囲で編成を行います。

図7 [授業への満足度]



資料：教育部指導室「平成21年度東久留米市小・中学生のアンケート」



6 個に応じた多様な指導形態による教育の推進（指導室）

【現状と課題】

子どもたちの到達状況や特性等に対応するため、全員一斉の授業の充実とともに、習熟の程度に応じた少人数学習集団の編成を進める必要があります。

【方向性】

◇習熟度少人数指導における効果検証を通して、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ります。

■基本施策一エ 「家庭との連携による学習習慣の確立」

学習習慣の定着を図るために学校と家庭との連携を進めます。また、情報化社会でのトラブル防止に向けた情報モラル教育や情報活用能力の育成に取り組みます。

◆具体的施策

7 家庭学習の積極的な展開（指導室）

【現状と課題】

学習習慣を図るため、より積極的に家庭学習を展開する等、学校と家庭が協働する取り組みを推進する必要があります。

【方向性】

◇家庭学習の習慣化を図るため、課題の出し方を工夫します。

◇学力調査の結果を児童・生徒一人一人に返却し、学習の成果として本人及び家庭に周知し、家庭学習の見直しや推進を図ります。

◇学校便りや保護者会等で家庭学習の重要性について啓発します。

8 情報モラル教育の推進（指導室）

【現状と課題】

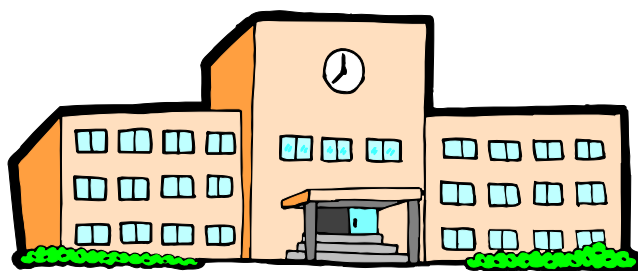
コンピュータやインターネットの普及によって児童・生徒が日常的に情報機器に触れる機会が増える一方で、サイバー犯罪やネットいじめに巻き込まれる事例も増えていきます。

また、有害な情報を含むサイトが濫立しているなかで児童・生徒が望ましくない影響を受けることも危惧されます。児童・生徒の情報活用能力および規範意識を向上させるための情報モラル教育の充実が必要です。

【方向性】

◇児童・生徒が被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、小学校段階から情報モラル教育を系統的に推進することが必要です。本市では学校支援室や警察、関係団体等と連携し、情報モラルの啓発を図る教育活動を充実させていきます。ま

た、情報モラルの意識向上には学校だけでなく家庭や地域による理解や協力が不可欠であることから、教員研修を進めるとともに保護者や地域への啓発活動にも努めます。



Ⅲ 『信頼される教育の確立』

＜目標＞

児童・生徒の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりを目指すとともに、児童・生徒の健やかな学びと育ちを支える教育環境・教育条件の整備充実を図ります。

障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう特別支援教育の充実を図るとともに、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現を目指します。

■基本施策ア 「校長のリーダーシップの確立」

教育目標を踏まえた校長の経営方針に基づく学校経営の具現化に努めます。また、組織体として機能する学校づくりを推進するため、組織的な課題対応力の向上を図ります。

◆具体的施策

1 校長の経営方針に基づく学校経営の具体化 （指導室）

【現状と課題】

学校教育の充実に向けた取り組みを進めるため、教育目標を踏まえた校長の経営方針に基づく学校経営の具現化に努め、校長のリーダーシップの確立を図る必要があります。

また、組織体として機能する学校づくりを推進するため、様々な課題に対し、組織的な対応力の向上を図る必要があります。

【方向性】

◇市の教育目標や学校の教育計画に基づいて、的確な学校経営の推進を図ります。

◇学校の教育活動の公開や学校評価等を有効に取り入れ、学校経営の改善に努めます。

◇評価結果を外部に公表し、評価内容について多面的に改善を図ります。

2 組織体として機能する学校づくりの推進 （指導室）

【現状と課題】

校長を中心としたマネジメント体制を確立し、学校の組織的な対応力の向上や日常的な職務を通じた人材育成の充実を図るとともに、学校の危機管理能力を高める必要があります。

【方向性】

◇教育管理職のリーダーシップの伸長を図るため、主幹・主任教諭等の効果的活

用を推進します。

◇学校への地域支援を呼び込み、地域に支えられた質の高い学校経営を実現するため、学校・教員の地域理解の促進と、学校による情報提供の充実などにより開かれた学校を推進します。

◇自然災害のみならず、学校管理下の事故、教員の服務事故、子ども、教員・学校、保護者間の問題等、学校を取り巻く様々な危機に対して、全ての教員の危機意識の向上と学校における体制整備を図ります。

■基本施策ーイ 「教員の資質と指導力の向上」

学校教育の充実のため、教員の意識改革を図り、授業改善や指導力の向上に努めます。また、教育センター事業を通して、教育相談や教員研修等の充実を図ります。

◆具体的施策

3 教員の授業改善、指導力の向上の推進 （指導室）

【現状と課題】

教員の資質向上・意識改革を図り、授業改善に生かすため、年間指導計画や評価計画、評価規準等の公表を進め、授業公開を積極的に実施するとともに、授業研究を通して校内研究会の充実を図る必要があります。

教員の指導力の向上のため、人事考課やキャリアプランと連動した能力開発型の研修を行い、資質・能力の向上に努める必要があります。

【方向性】

◇教員の資質能力を早期に向上させるため、個々の経験とライフステージに応じた研修を実施します。

◇教員への信頼向上のため、実効性ある取り組みを実施します。

◇教員が授業力の向上や円滑な学級経営、子どもと向き合うことに十分取り組めるよう、教員・学校自身の業務改善と組織的対応、教育委員会による負担軽減のための取り組みを両輪として進めます。

4 教育センター事業の充実 （指導室）

【現状と課題】

東久留米市教育センターの事業を推進し、本市の教育相談室や学習適応教室の事業と教員の研修事業の一層の充実を図る必要があります。

【方向性】

◇東久留米市教育センターでは、「学校支援室」「学習適応教室」「中央教育相談室」「滝山教育相談室」の四つの組織を中心に多角的・系統的に児童・生徒、教員、保護者を支援します。

◇学校支援室を中心に「教育課題研修」や「夏季特別研修」「小・中学校授業改善研究会」等の授業力向上に向けた研修・研究をはじめ、小・中連携教育の推進や各種委員会の支援を実施します。

◇教育相談室と学習適応教室に通室する児童・生徒及びその保護者を対象とし、スクールソーシャルワーカーを含めたスタッフが個々のケースに応じて組織的に対応します。

■基本施策ーウ 「特別支援教育の充実」

障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、特別支援教育の充実を図ります。

◆具体的施策

5 特別支援教育の推進（学務課）

【現状と課題】

児童・生徒の適正就学を推進するため、就学支援委員会に市内の特別支援学級設置校の校長、副校長、特別支援・通常学級の教諭及び養護教諭のほか、地域の特別支援学校の教諭や医師を交え、教育学・医学・心理学等の専門家の意見を聞きながら、特別支援学校も視野に入れた適正就学の判断を行っています。（表7）

また、障害の状況や実態に合った特別支援学級の環境整備も課題となってきています。

【方向性】

◇今後も関係諸機関との連携を密にするとともに、障害に応じてさらに専門性の高い就学支援委員会の組織づくりを行います。（表8）

◇小学校における特別支援学級の環境整備を進め、他区市の特別支援学級に通級している児童の登・下校に伴う負担の軽減を図ります。（表9）

◇通級指導学級に通級している児童に対しては、通級用バスを市が借り上げるなど通級に係る負担の軽減を図ります。（表10）

表7 [通学区域都立特別支援学校・

本市の子どもが在籍している特別支援学校]（平成25年5月1日現在）

障害種別	学 校 名	所 在 地
知的障害	都立清瀬特別支援学校	清瀬市松山 3-1-97
知的障害	東京学芸大附属特別支援学校	東久留米市氷川台 1-6-1
肢体不自由	都立小平特別支援学校	小平市小川西町 2-33-1
病 弱	都立久留米特別支援学校	東久留米市野火止 2-1-11
聴覚障害	都立立川ろう学校	立川市栄町 1-15-7

資料：教育部学務課

表 8 [就学支援委員会の組織] (平成 24 年度)

組 織	人 数	区 分
特別支援学級設置校長	2 人	小学校 1 人・中学校 1 人
〃 副校長	1 人	小学校 1 人
市立小・中学校特別支援学級教諭	8 人	小学校 4 人・中学校 4 人
市立小・中学校通常学級教諭	18 人	小学校 13 人・中学校 5 人
特別支援学校教諭	12 人	東京学芸大学附属特別支援学校 3 人 都立清瀬特別支援学校 4 人 都立久留米特別支援学校 2 人 都立小平特別支援学校 1 人 都立立川ろう学校 2 人
医師	1 人	東京小児療育病院
公立保育園代表	2 人	園長 2 人
障害福祉課	1 人	わかくさ学園
指導主事	1 人	指導室
教育相談室	4 人	中央相談室 2 人・滝山相談室 2 人
就学相談員	2 人	学務課
合 計	52 人	

資料：教育部学務課

表 9 [他区市の特別支援学級に通級している児童数] (平成 25 年 5 月 1 日現在)

障害学級	学 校 名	所 在 地	児童数 (人)
難聴学級	小金井市立小金井第二小学校	小金井市桜町 2-3-58	1
弱視学級	練馬区立中村西小学校	練馬区中村北 4-17-1	1

資料：教育部学務課

6 特別支援学級の充実 (学務課)

【現状と課題】

特別支援学級については、固定学級として小学校では 4 校、中学校では 2 校が開級しています。小学校は学級数が多く、学校間で在籍生徒数に格差があるという現状があり、各学校間における児童・生徒数の平準化が課題となっています。(表 10)

【方向性】

◇平成 25 年度から南町小学校に知的障害と情緒障害の固定学級を開設して、既存の特別支援学級に在籍する児童数の平準化を図っています。さらに、第六小

学校に難聴・言語・情緒障害等の通級指導学級を開設しています。

◇平成25年度に開設準備委員会を設置して、教育課程をはじめ教科用図書・学級編成・学級の名称・通学区域などの検討を行い、平成26年度には、西中学校に知的障害の固定学級と、久留米中学校に難聴の通級指導学級を開設することを予定しています。

表 10 [特別支援学級開設状況] (平成25年5月1日現在)

固定学級 (小学校)

(単位：人・学級)

小学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
第三小学校	—	3	6	5	9	5	28	4
第七小学校	2	2	4	2	5	2	17	3
南町小学校	2	1	3	1	1	1	9	2
神宝小学校	—	3	1	1	5	9	19	3
合 計	4	9	14	9	20	17	73	12

固定学級 (中学校)

(単位：人・学級)

中学校名	1年	2年	3年	合計	学級数
東 中学校	2	11	4	17	3
中央中学校	8	6	4	18	3
合 計	10	17	8	35	6

通級指導学級 (小学校)

(単位：人)

小学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
第六小学校	4	4	5	7	3	4	27
第七小学校	—	10	3	6	10	7	36
合 計	4	14	8	13	13	11	63

通級指導学級 (中学校)

(単位：人)

中学校名	1年	2年	3年	合計
東 中学校	3	1	2	6
合 計	3	1	2	6

資料：教育部学務課

■基本施策一 「安全で安心して学べる教育環境の整備・充実」

子どもが安全で安心して学べる教育環境の整備と充実に努めます。

◆具体的施策

7 教育条件の整備（学務課）（指導室）（学校適正化等担当）

【現状と課題】

就学相談体制の整備と適正就学を推進し、保育園児・幼稚園児等の様子を小学校に引き継ぐための就学支援シートの活用が求められています。このシートは、幼児が楽しく充実した学校生活が送れるよう成長や発達の様子として健康や日常生活、興味や関心があることなどを保護者と就学前機関が記入するものです。最後に、保護者が学校への要望や指導内容、配慮してほしいことなどを直接記入して、学校または教育委員会に提出しています。

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校などとの学校間については、児童・生徒一人一人の児童・生徒指導要録内の学籍に関する記録や指導に関する記録の写しを共有することで連携を推進しています。

市では、小学校から中学校への円滑な移行を図るため、小・中連絡会の分科会を中学校区ごとに組織した小・中交流会の実施、サマースクールを開催するなど、小・中連携を図っています。また、特別支援学校との連携では、副籍制度を設け、地域の小・中学校行事における交流、学習活動への参加など、居住する地域とのつながりの維持・継続を図っています。

少子化の進展により児童・生徒数が減少傾向にあり、小規模校が生じた場合、居所により同等の教育環境が提供できない状況があります。

教育活動の効果を高めるため、単学級・小規模校の解消が求められます。

【方向性】

◇就学前機関との連携や就学支援委員会での情報提供の充実に努めます。また、継続相談が必要な児童・生徒への経過観察に努めます。

◇保育園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などのつながりや学校間の連携を深めた教育の推進に努めます。

◇小規模校の解消にあたり通学区域の変更を推進します。

8 教育環境の充実（総務課）（学務課）

【現状と課題】

小・中学校の校舎棟及び体育館の耐震化は、東中学校体育館（平成26年度に旧第四小学校校舎跡地に新設予定）を除き完了しており、災害時に防災拠点となる体育館の耐震化を重点施策と位置づけて積極的に推進してきました。このため、多額の費用を要する非構造部材の耐震対策を含めた学校施設の大規模改修については進んでいないのが現状です。

第六小学校・小山小学校・第十小学校において校庭の芝生化整備を行い児童に開放を行っていますが、芝生の維持管理には手間がかかるため、維持管理のための体制づくりが重要です。

子どもの安全確保のため、通学路の点検・要望聴取、交通擁護員の配置等を行っています。

【方向性】

- ◇小・中学校の老朽化する教育施設の整備を促進します。
- ◇文部科学省「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に沿った非構造部材の耐震に関する点検・調査を学校保健安全法第27条に定める安全点検の一環として実施するなどして非構造部材の耐震対策の検討を行います。
- ◇学校施設の危険箇所等の日常点検を実施し、安全管理及び安全指導を徹底し、簡易修繕を行うなどの取り組みを強化し、事故の未然防止に努めます。
- ◇地球温暖化対策の一環としての校庭芝生化を実現していきます。
- ◇新学習指導要領に係る教材整備を促進します。
- ◇子どもの安全な通学確保のため、改善要望等の伝達に努めます。

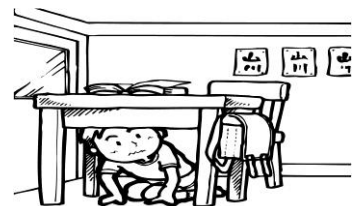
9 防災教育の推進（指導室）

【現状と課題】

災害から身を守るためには、災害地の状況を知り、地震や台風など様々な自然災害を学び、危険性を理解することが必要です。また、避難訓練を見直し、より実践的な内容とするとともに地域との連携を強化する必要があります。

【方向性】

- ◇毎月実施する避難訓練は、登下校中・放課後・校外学習中等の様々な状況や、保護者に連絡がつかない場合の対応方法を想定して、全小・中学校でいっそう効果的な避難訓練を行います。
- ◇地域と連携した避難訓練を全小・中学校で実施し、学校単独ではない防災体制づくりを進めます。
- ◇防災教育の中心となる教師が「学校安全教室指導者講習会」等を受講して、指導力を高めていきます。
- ◇副読本「地震と安全」を活用し、児童・生徒の防災意識を高めていきます。
- ◇指導資料「安全教育プログラム」を活用し、災害安全学習を実施します。



Ⅳ 『生涯学習社会の構築』

《目標》

市民一人一人が自己の人格を磨き、心と体の健康を維持し、豊かな人生を送るとともに、生涯を通じて常に自らが社会の主体であるという意識溢れる市民が多く暮らす地域社会の確立は、今後も進展が見込まれる少子高齢化を踏まえれば、その必要性は疑義の及ばないところです。そこで、自立した個人の絆で連携した支え合いをまちづくりに結び付けるため、学問や文化、芸術、スポーツなどを通じ、市民が生涯にわたって自ら学び続け、さまざまな力を養い身に付け、その成果を地域社会に生かしていくことが可能となるいわば循環型の生涯学習社会の構築を目指します。

■基本施策一ア 「生涯学習活動の充実」

生涯学習活動の充実に向けて、学習の機会や場の充実に努めます。また、市民の地域活動や教育活動への支援の充実を推進します。

◆具体的施策

1 学習・交流の機会の提供と環境の整備（生涯学習課）

【現状と課題】

本市における学習や交流の場の提供については、昭和60年オープンの中央公民館を中心に推進され、多くの市民が利用してきました。しかし、従来の社会教育の概念が国の各種方針等の移り変わりとともに生涯学習へと次第に変遷していった潮流は、本市においてもニーズとなって現れ、施設のあり方をさまざま検討する中で、中央公民館を廃止し、平成22年4月に生涯学習センターへと転換を図り、市民の学習活動の拠点として利用されています。

市民の学習活動の現状については、一人一人の積極的な学習活動の促進が期待される一方で、日常的に学習活動を行っている市民の割合が低い状況があります。

（表11）

本調査では、取り組まない理由にまで言及していませんが、内閣府が平成24年7月に行った「生涯学習に関する世論調査」によると、「仕事・家事等が忙しくて時間がない」が一番多く、二番目には「きっかけがつかめない」が多くなっており、本市民の事情も同様であることは推察可能なところであり、広く振興を図ることが必要となっています。

表 1 1 [日頃の生涯学習活動の取り組み頻度]

(単位：人・%)

		全体	ほぼ毎日	週 1 回程度	月 1 回程度	ほとんどない	不明
全体		925 100.0	101 10.9	128 13.8	63 6.8	585 63.2	48 5.2
性別	男性	414 100.0	57 13.8	45 10.9	31 7.5	259 62.6	22 5.3
	女性	493 100.0	43 8.7	80 16.2	28 5.7	317 64.3	25 5.1

資料：企画経営室行政管理課「平成 2 5 年度施策成果アンケート調査報告書」

また、平成 8 年度から 1 7 年度までの期間で策定し推進を図った「生涯学習推進計画」の計画期間が終了していますが、当該計画によって推進された市民大学等の事業は継続して行っています。

学習や文化・芸術活動に取り組んでいる指導者については、既存の市民活動団体における役員等の高年齢化や硬直化といった事情を抱え、活性化が図られていない状況もあります。

市内浅間町にある野草園については、市民ボランティアによる管理運営が図られ、年 2 回の市民観察会を実施するなど、市内に生育する野草の集中観察場所としてふるさと意識の高揚に役立っています。

【方向性】

◇市民の学習活動の振興を図るためには、関連情報の収集・提供、相談機会の提供を充実させることが必要であり、市ホームページ等を活用し、各種情報を提供するとともに、生涯学習事業を一括掲載した年間（年度）カレンダーの発行を充実させます。加えて、年度ごとに生涯学習事業をまとめた「社会教育のあらまし」の発行を継続しますが、時代の移り変わりに対応した名称への変更の検討を行います。

◇すべての市民がいつでも、どこでも学習機会を持てるような仕組みづくりが必要であり、社会教育委員会議で議論するテーマを一層タイムリーなものとするとともに、環境整備のための指導者養成や「(仮称) 生涯学習ボランティア (指導者等)」の登録事業についても研究を行います。同時に、団体や市民が連携し、行政が支援し協働する体制づくりを推進させることも必要であり、NPO 法人文化協会など、市民活動団体への支援を継続するとともに、連携を促進させます。文化協会への生涯学習事業の委託は継続していくことを基本とするものの、事業の内容については随時点検のうえ精査します。

◇市民の生涯学習活動の拠点である生涯学習センターについては、指定管理者（現指定期間は平成 2 7 年 3 月末まで）との連携を図り、利用しやすい施設づ

くりのための方策を協議・検討します。なお、指定管理者制度を継続し、その特性を活かした独自の知見等による市民の自主的活動促進のためのサポートや良質なホール事業、講座事業の提供を行っていくとともに、民間のノウハウを活かした施設の長寿命化を促進します。生涯学習センター以外の施設としては、現状行っている学校施設開放等を継続し、学習活動の場の充実を一層推進します。野草園については、新座市との市境にあり、遠方市民が訪れるには難しい面がありますが、PRの充実に努めるとともに、周辺の調節池整備に関わる東京都との協議を進めます。

2 地域教育力の再構築と地域課題の解決（生涯学習課）

【現状と課題】

社会環境の変化や価値観の多様化によって、人と人との関わりや連帯意識の希薄化が進行していることは本市も例外ではなく、一つの事例として、地域コミュニティ活動への参加が決して多いとは言えない状況です。（表12）

表12 [地域のコミュニティ活動への参加] (単位：人・%)

		全体	参加あり	参加なし	不明
全体		925 100.0	273 29.5	645 69.7	7 0.8
性別	男性	414 100.0	105 25.4	303 73.2	6 1.4
	女性	493 100.0	161 32.7	331 67.1	1 0.2

資料：企画経営室行政管理課「平成25年度施策成果アンケート調査報告書」

このことは本来、社会教育が中心的な役割を果たすべきところの地域における課題解決の担い手の育成について、その機能が十分果たせていないことに要因の一つがあると言えます。

一方で、複雑多様化した社会生活の中においては、自ら（市民活動団体含む）、または市と協働して、地域課題の解決に取り組むことの必要性を感じている市民が多数います。（表13）

表 1 3 「地域課題の解決に市民活動団体と市が協働する必要がある」 (単位:人・%)

		全体	思う	どちらかといえば思う	どちらかといえば思わない	思わない	不明
全体		925 100.0	492 53.2	326 35.2	41 4.4	20 2.2	46 5.0
性別	男性	414 100.0	208 50.2	146 35.3	27 6.5	14 3.4	19 4.6
	女性	493 100.0	276 56.0	173 35.1	12 2.4	6 1.2	26 5.3

資料：企画経営室行政管理課「平成25年度施策成果アンケート調査報告書」

地域コミュニティ活動への参加の減少などは、子どもたちを取り巻く環境に少なからず影響を及ぼし、地域の教育力の低下につながっているとされ、その改善によって地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

また、生涯学習の理念によって、学習の成果を適切に活かすことのできる社会の実現が求められており、地域が抱える課題は地域住民の自助、共助によって解決されることが必要となり、多くの市民がその必要性を理解しているものの、一方でその参画の仕方が分からない点に課題があります。

平成12年から取り組んでいる市民大学中期コース(4カ月程度)は、この目的に沿った形で推進し毎年30人近くの市民が受講している中、一つの成功例として「防災まちづくりの会・東久留米」が立ち上がり、市内ばかりでなく範囲を拡大し充実した活動を展開しています。

【方向性】

◇市内の小・中学校においては、地域のボランティアが様々な形で教育支援に取り組んでいる事例はあります。しかしながら組織的に行われている事例は多くはなく、PTAが変われば取り組みも変わるといった事例もあることから、家庭、地域、学校が連携できるよう国や東京都が推奨する「学校支援ボランティア」や「学校支援コーディネーター」等、多様な主体による仕組みづくりに取り組み、子どもたちの生きる力を育めるよう努めます。また、小・中学生を対象とした体験型事業を推進し、子どもたちの可能性を助長できるよう努めます。

◇広く市民に対しては、学びの成果を地域活動に活かせる仕組みや地域課題を自ら、または市と協働して解決するための取り組みとして、市民大学事業の拡充に努めるとともに、受講生(卒業生)らによる自立した地域活動が生まれるよう支援します。

◇地域の人材の積極的な相互協力体制を整備するために、社会教育関係団体への支援を継続します。

■基本施策ーイ 「図書館事業の充実」

生涯学習の中核施設として、資料・情報提供の充実を図ります。東久留米市に関する資料を収集し、市の歴史を振り返れるような歴史的資料等の保存に努めます。

◆具体的施策

3 資料・情報提供の充実と学習支援（図書館）

【現状と課題】

本市の図書館の蔵書は、4館あわせて約45万5千冊（表14）と多摩26市の図書館（表15）の平均約68万8千冊に比べ少なく、多様化する市民ニーズに応えるには十分とはいえません。そのため、多摩六都の近隣市と比べ、利用点数は低い水準になっています。利用者の高齢化が目立ち若い世代の読書離れが言われる一方、電子書籍や有料データベースの利用等、新たな資料の提供も必要とされています。

また、図書館に滞在して学習や調査、資料の閲覧をする利用者が増加し、就職や仕事のための資料の利用も増えています。余暇の活用にとどまらない生涯にわたる学習の場としての図書館の役割の重要性が増しています。

市民の課題解決や学習に寄与する役割と同時に、市民の出会いや交流の場、文化を創造する場としての役割も期待されます。

【方向性】

◇情報化の進展や市民の学習ニーズの多様化に対応し、就職・仕事、健康・医療、法律、子育て等、市民の生活や仕事に関する課題解決のための資料収集を進めます。

◇データベースやインターネット情報提供の体制を整え、情報検索講座等により市民の情報リテラシー向上を支援します。

◇学習室の拡充や司書のレファレンスサービスの充実を図ります。

◇すべての年代で自主的な読書や学習を行うための環境整備を推進します。

◇読書を軸とした市民の交流を進めます。

表14 [蔵書数及び利用状況]

	蔵書数		貸出点数	リクエスト 件数	リファレンス 件数
	(冊)	うち郷土資料			
20年度	419,997	5,490	967,842	128,075	1,385
21年度	429,998	5,861	915,610	133,202	1,278
22年度	437,839	6,157	914,639	136,083	1,071
23年度	445,443	6,472	867,154	139,250	2,233
24年度	454,725	7,336	852,472	142,912	1,928

資料：東久留米市教育委員会「社会教育のあらまし」

表 1 5 [2 6 市の図書館の状況（平成 2 3 年度末）]

区 分	館数(館)	資料費（千円）	蔵書数（冊）	貸出点数(点)
八 王 子 市	4	77, 576	1, 590, 560	2, 943, 936
立 川 市	9	71, 110	876, 041	1, 811, 340
武 蔵 野 市	3	91, 904	793, 110	2, 226, 271
三 鷹 市	5	63, 044	641, 058	1, 578, 190
青 梅 市	12	45, 719	574, 492	1, 071, 482
府 中 市	13	100, 000	1, 351, 795	2, 576, 187
昭 島 市	5	34, 716	404, 554	678, 389
調 布 市	11	160, 926	1, 273, 946	2, 755, 056
町 田 市	6	98, 995	1, 038, 963	4, 264, 718
小 金 井 市	3	43, 386	434, 468	867, 461
小 平 市	11	58, 317	1, 126, 891	1, 565, 968
日 野 市	7	60, 200	764, 866	1, 721, 482
東 村 山 市	5	38, 691	718, 791	1, 163, 567
国 分 寺 市	6	26, 792	605, 304	1, 088, 084
国 立 市	2	26, 120	432, 918	561, 019
福 生 市	4	25, 448	432, 654	741, 090
狛 江 市	1	22, 545	297, 512	518, 513
東 大 和 市	3	35, 295	465, 247	753, 398
清 瀬 市	6	22, 652	400, 237	616, 880
東久留米市	4	31, 452	445, 443	867, 154
武蔵村山市	2	21, 635	290, 406	371, 563
多 摩 市	8	50, 857	781, 158	1, 837, 267
稲 城 市	6	40, 911	549, 858	1, 379, 236
羽 村 市	1	18, 257	364, 496	399, 825
あきる野市	4	41, 972	507, 981	734, 944
西 東 京 市	7	70, 313	771, 416	2, 481, 104

注）資料費は、平成 2 3 年度予算

資料：東京都「第 6 3 回東京都統計年鑑」（平成 2 3 年版）

4 歴史的な行財政資料・地域資料の収集保存（図書館）

【現状と課題】

東久留米市の歴史や文化に関する資料や町の情報を求める市民の要望は高く、図書館ではその収集・保存に力を入れています。（表 1 4）市政情報提供や歴史としての行政資料の保存は、市役所の各所管で行われていますが連携の体制は未整備です。郷土や市政の歴史を残す地域資料の保存を組織的、継続的に行う必要があります。

【方向性】

- ◇地域資料コーナーを拡充し、「湧水」など郷土に因んだ資料収集を進めます。
- ◇地域資料の電子化やホームページでの情報提供を検討していきます。
- ◇文化財担当と連携をはかり、歴史的公文書の保存を研究し、町の歴史を保存する役割を推進します。
- ◇書架の増設や書庫の拡充を図り、資料の収集保存の向上を図ります。

5 子ども読書活動の推進（図書館）

【現状と課題】

子どものゆたかな心を育み、生涯にわたる学習習慣を身につける上で、読書は重要です。そのため「東久留米市子ども読書活動推進計画」（平成 1 9 年 3 月）を策定し、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を行ってきました。計画の進行により、学校図書館の整備がすすみ、家庭・地域における様々な読書活動が展開されています。一方学校や地域の子ども施設をつなぎ、市民の活動をバックアップする推進組織や人材バンクは実現していない現状があります。

【方向性】

- ◇「東久留米市子ども読書活動推進計画」を検証し、第 2 次計画を策定します。
- また、子育て支援、学校教育の各所管と連携して計画を推進します。
- ◇保護者やボランティアによる市民の読書活動と行政が協力する推進組織の立ち上げを目指します。

■基本施策一ウ 「文化財の保護と活用の推進」

東久留米市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努め、文化財の公開・活用を推進します。

◆具体的施策

6 文化財の調査と保護の推進（生涯学習課）

【現状と課題】

これまで市内では多くの貴重な文化財が確認されています。（表 1 6）

本市は都心近郊の住宅都市として発展し、昭和 3 0 年代後半から人口が急増したため、宅地等の開発事業の増加により、文化財を取り巻く環境が変化し、保護が難しい状況となりました。その後、教育委員会は昭和 5 4 年に市内全域の遺跡（埋蔵文化財）分布調査を実施し、各遺跡の発掘・確認・試掘調査を行い、遺跡包蔵地を把握しました。各種調査によって採取・整理した出土品は、市文化財保護審議会で指定文化財に指定するなどの保護を推進するとともに、遺跡の調査報告書や各種資料集として刊行しています。しかしながら、集中的な保存施設がなく、スペースが十分でない上に、老朽化が著しく進行しています。

また、文化財行政の推進には学芸員有資格者の確保が望ましく、現状においては配置されていますが、今後もその継続が求められます。

表 1 6 [市内文化財に関する各種データ]

種 類	内 容	数 値
市内確認文化財		7,875点
市指定無形民俗文化財	獅子舞、お囃子など	5件
市指定有形民俗文化財	庚申塔、地藏菩薩など	30件
市指定有形文化財	遺跡出土品、板碑など	20件
市指定史跡	碑、墓所、塚など	5件
市指定旧跡	学校跡など	3件
市指定天然記念物	カヤの樹	1件
都指定史跡	大名墓所、遺跡	3件
国登録文化財	旧家建造物	1件（7建造物）
文化財資料集	寺社編、板碑編など	16件
遺跡調査報告書	遺跡調査報告書	39件
自然資料	市の野鳥、野草など	5件
その他の資料集	市史、写真集、マップなど	9件
文化財展示・保存施設	郷土資料室、遺跡館など	9施設

資料：教育部生涯学習課

【方向性】

◇文化財の保護にあたっては、市民や宅地等開発事業者の責務は明確化されますので、今後も市広報やホームページなどを活用した啓発に努めるとともに、文化財保護審議会や市民活動団体と協力・連携し、指定の充実を図ります。また、近代建築や近代遺産といった新たな文化財についても、その価値の認識に

努め、指定等の検討を行います。遺跡については引き続き必要箇所の調査を促進し、調査報告書等の資料集を刊行し、貴重な文化財を後世に残していきます。

- ◇文化財行政の体制整備は必要不可欠で、学芸員（正規職員）体制による業務を継続します。文化財を取り巻く周辺環境は、歴史的景観と一体を成す文化財の価値や魅力が損なわれることのないよう保全されるべきであり、文化財保護に関する法令や市条例・規則等との整合性を図ることができるよう研究に努めます。
- ◇施設においては、市内に分散し老朽化の著しい展示・保存施設のあり方を検討し、充実に努めます。



文化財マスコットキャラクター
「たねちゃん」

7 文化財の活用と確実な伝承・継承の推進（生涯学習課）

【現状と課題】

文化財の調査と保護は関係法令に則り行われているものの、公開・活用の機会と情報提供の取り組みが十分できていない状況があります。また、本市が誇る南沢獅子舞やお囃子など、不断の努力によって保存・継承を推進している市民団体については、構成員の高年齢化等により、団体によっては活性化や後継者育成の進展が難しくなっています。

なお、昭和54年に刊行した東久留米市史は、その後の編さんが行われていない状況があります。特に行政資料の収集や蓄積については、教育委員会内部だけで行えるものではなく、市長部局等関係機関の協力が欠かせないことから、協力体制の理解が求められます。

【方向性】

◇郷土愛の醸成は、価値観の多様化した現代において、ふるさと東久留米創生の根底を成すものです。小学校の学習指導要領においては「文化財や年中行事を理解し、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心を考える」ことも指導項目として取り上げられていることから、現状の公開・活用の推進事業が充実するよう、分かりやすく興味深い情報発信のための仕組みづくりを検討するとともに、文化財を活用した子どもたちや市民を対象とした講座の実施を推進します。

◇文化財の公開・活用を促進するため、郷土資料室等の文化財展示施設の充実を図るとともに、積極的なPRに努めます。

◇南沢獅子舞やお囃子など無形民俗文化財の継承のための支援を継続し、後世に伝えるとともに、横断的な連携の強化の支援に努めます。また、新たな取り組み

みとして、市民による文化財ボランティアなどの養成を検討します。

◇図書館と連携をはかり、歴史的公文書の保存を研究するとともに、東久留米市史の編さんに関する検討を行います。

■基本施策一エ 「市民スポーツの振興」

スポーツを通じて心身の健康、精神的な充足感、心の豊かさ等を実感できる地域社会の確立を目指して、市民スポーツの振興を図ります。

◆具体的施策

8 スポーツ事業の充実（生涯学習課）

【現状と課題】

子どもたちの日常的なスポーツ活動は、体力の向上のみならず、他者を尊重する精神や公正さと規律を尊ぶ態度を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きく役立つものと言われています。また、子どもたちに限らずスポーツには、行うスポーツ、見るスポーツ、支えるスポーツといった観点があり、それらが相互に連携することによって、達成感や爽快感、感動を得ることができるとともに、連帯意識の醸成、交流の促進、まちの活性化などに結びつくものとも言われています。

本市における日常的なスポーツ活動については、週1回以上行う市民は半数以上いるものの、行う習慣が「ある人」と「ない人」の二極化が生じており、子どもの体力も低下傾向にあります。（表17）

しかしながら、本市が平成23年に行った施策成果アンケートによると、「仕事・家事等が忙しくて時間がない」が一番多く、二番目には「きっかけや機会、好みのメニューがない」が多くなっており、広く振興を図ることが必要となっています。

表17 「日頃からスポーツをする頻度」

（単位：人・％）

		全 体	ほぼ毎日	週1回 程 度	月1回 程 度	ほとん どない	不 明
全体		925 100.0	254 27.5	267 28.9	70 7.6	305 33.0	29 3.1
性 別	男性	414 100.0	118 28.5	123 29.7	38 9.2	121 29.2	14 3.4
	女性	493 100.0	133 27.0	140 28.4	30 6.1	176 35.7	14 2.8

資料：企画経営室行政管理課「平成25年度施策成果アンケート調査報告書」

【方向性】

- ◇スポーツの多面にわたる役割と効果については、市ホームページなどを活用した各種情報の積極的な提供に努めるとともに、年2回開催している市民体力テストの結果を通じて、体力年齢の調査と自己啓発を促進します。
- ◇日常的なスポーツ活動は、自身の年齢や体力に応じて無理のないレベルで長く続けることが肝要であることから、取り組み易く、心身への負担の少ないスポーツの種目を調査研究し、その奨励と普及に努めるとともに、市民の自主的な取り組みを促進するための各種教室事業や大会事業の充実に努めます。
- ◇平成25年秋、子どもたちの記憶に残ったとともに大会として成功を収めたスポーツ祭東京2013（第68回国民体育大会）については、その種目であったスポーツクライミングの普及について、継続に努めます。
- ◇市民の誰もがいつでも、どこでもスポーツを行う機会を持てるための仕組みや家庭、地域、学校が連携した子どもの体力向上のための仕組みづくりが大切となることから、新たに障害者スポーツの普及を図るための事業について、実施に向けた取り組みを始めます。また、子どもたちに対しては、現行事業の少年少女駅伝大会や「高崎市はるな梅マラソン」選手派遣（地域間交流）、スポーツ教室の実施などでスポーツに触れる機会を充実させます。
- ◇スポーツ少年団における独自の団員体力テストを継続するよう働きかけ、データ分析による体力の推移や傾向をデータとして蓄積します。
- ◇市のスポーツ推進計画についての検討を行います。

9 スポーツ環境の整備（生涯学習課）

【現状と課題】

市民が気軽にスポーツを行うためには、施設や環境が整えられている点が大きなポイントとなります。行える場があると感じている市民は約半数となっています。本調査においては施設を特定していないことから、市内を流れる黒目川・落合川沿いのジョギング・ウォーキング用の遊歩道が含まれているかどうかは推察の範囲内となります。（表18）



表 18 「市内に気軽にスポーツができる場がある」

(単位:人・%)

		全体	思う	どちらかといえ ば思う	どちらかといえ ば思わない	思わない	不明
全体		925 100.0	113 12.2	327 35.4	320 34.6	119 12.9	46 5.0
性別	男性	414 100.0	45 10.9	141 34.1	153 37.0	57 13.8	18 4.3
	女性	493 100.0	64 13.0	180 36.5	162 32.9	60 12.2	27 5.5

資料：企画経営室行政管理課「平成25年度施策成果アンケート調査報告書」

スポーツ施設については、昭和48年に当時の東京都住宅供給公社から譲渡された青少年センター建物の老朽化が著しく進行している状況があります。また、テニスコート5カ所の内2カ所、多目的運動広場全3カ所、ゲートボール場全5カ所が土地借り上げによる設置施設となっています。これらは、老朽化に伴う維持管理や安全管理上に経費を要するとともに、借り上げについては安定的な場の確保に対する課題となっています。

スポーツ活動に取り組んでいる指導者については、既存の市民活動団体における役員等の高年齢化や硬直化といった事情を抱えているところもあり、活性化が図られていない状況もあります。

【方向性】

◇施設の適正な維持管理や長寿命化を促進するために、施設、設備の適正な日常点検とメンテナンス、早期修理、計画的修繕を実施します。また、スポーツをする場の充実のため、スポーツセンター周辺の調節池整備に関わる東京都との協議を進めていくなど場の確保、施設の提供に向け努めていくとともに、学校施設を効果的に開放するため、学校施設開放運営委員会の機能利用について検討します。

◇市民のスポーツ活動の拠点であるスポーツセンター指定管理者（現指定期間は平成28年3月末まで）との連携を図り、利用しやすい施設づくりのための方策を協議・検討します。なお、指定管理者制度を継続し、良質な自主事業の提供などのサービスを一層充実させるとともに、民間のノウハウを活かした施設の長寿命化を促進します。

◇スポーツに係る指導者については、スポーツ推進委員会のさらなる活性化を促し、NPO法人体育協会や少年野球連盟など、市民活動団体への支援を継続するとともに、連携を促進させます。また、果すべき役割の多様化するスポーツニーズに応えるため、地域の新たな人材を発掘し育成できるようスポーツボランティア（指導者等）の登録事業の研究に努めます。

5 東久留米市教育振興基本計画の実現に向けて

■市民や関係機関、庁内各部署との協力・連携

この計画を実効あるものとするためには、教育委員会が中心となり学校は勿論のこと、市内の保育園や幼稚園、高校などの教育機関のほか、教育に携わる市民や事業者、団体等すべての者が、それぞれの役割と責任を自覚しながら、互いに連携し協力していくことが不可欠です。

さらには、庁内の関係部署と一体となり、国や東京都をはじめ、家庭や地域の市民団体などとも連携した取り組みを行います。